



技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

平成31年4月から運用が開始された建設キャリアアップシステムについて、技能実習との関係を含め、次のとおり紹介します。また、今月号のコラムでは技能実習職種の相違について、取り上げています。

## 1. 技能実習と建設キャリアアップシステム

### ■建設キャリアアップシステムとは？

国土交通省と建設業の民間団体が一体となり進めている事業で、技能者の資格や現場の就業履歴等を業界横断的に登録し・蓄積する仕組みで、技能者の処遇改善や技能の研鑽を高めることを目的とし、令和5年中に建設業で働くすべての技能者の登録を目指しています。現場を開業した事業者は、現場情報をシステムに登録し、技能者は現場入場の際、現場に設置されたカードリーダー等でキャリアアップカードを読み取ることで、「誰が」「いつ」「どの現場で」「どのような作業に」従事したのかといった個々の技能者の就業履歴がシステムに蓄積される仕組みとなっています。

### ■建設職種技能実習生の建設キャリアアップシステムへの登録が義務化されました

令和2年1月1日以降、外国人技能実習機構に第1号技能実習計画の認定申請を行う要件として、申請者の建設キャリアアップシステム登録と技能実習生の同システムへの登録が義務付けられました。

なお、旧基準で技能実習計画の認定を受けている第1号技能実習生についての第2号技能実習計画の認定申請への適用は当初令和3年1月1日以降でしたが令和4年1月1日以降に変更となりました。また、第3号技能実習計画の認定申請への適用も当初令和5年1月1日以降でしたが令和6年1月1日以降に変更となりました。

### ■建設キャリアアップシステム登録手続き

事業者登録、技能者登録の双方が必要で、一般財団法人建設業振興基金に申請します。インターネット申請が必須で、事業者は、商号、所在地、建設業許可情報、社会保険加入状況等を登録します。技能者は、本人情報、社会保険加入状況、建退共手帳の有無、保有資格、研修受講履歴などを登録します。

### ■システム登録によるメリット

事業者にとっては、雇用する技能者の水準を客観的に把握できるとともに、その施工力を発注者等にアピールすることにより受注機会の拡大につなげていくことが期待できます。技能者にとっては、現場経験や保有資格が業界統一のルールでシステムに蓄積されることから、経験を積み技能の向上に努める技能者が適正に評価され、それを通じて処遇の改善につながる環境が整備されます。キャリアアップカードは、技能実習生にとっても建設技能者である証となります。

~~~~~  
登録申請を行うためには、事前に一般財団法人建設業振興協会のHPに掲載されている「登録の手引き」、インターネット申請ガイダンスの方法、コード表、証明書類リスト等多くの情報を十分理解する必要があります。また、準備する添付書類も多く煩雑なため書類不備で何度も補正が入ることもあり、登録にはかなりの時間と手間を要します。

弊センターでは経験豊富な行政書士が申請をサポートいたします。インターネットを利用して申請しますので、全国どこの監理団体、事業主様からのご依頼をお受けできます。貴組合傘下の実習実施者様のなかで、建設キャリアアップシステムへの登録がまだお済みでない事業者様がおられましたら、弊センターをご紹介いただければ幸いです。料金は次のとおりです。

事業者登録： 3万円（税別）、技能者登録： 一人1.5万円（税別）

## 2. コラム：技能実習職種の相違について

ご承知のように、技能実習制度は外国人が日本に技術・技能を学びに来る制度になっています。日本が学べる技術として定めているのが2021年1月8日現在、83職種151作業（2号移行対象職種）。日本は技術大国で、その評価制度が整っていることがよく分かります。

技能実習は、日本に学び来る制度となっていることから、どのように学ぶか「計画」があって、到達度合いを確認する「検定試験」があります。技能実習生が検定試験に合格することで、「技術・技能等を学んでいる」ということを担保している訳です。これが外国人労働者なら、計画も検定試験も関係のない話です。

そして厚労省が用意する**モデル計画は、検定試験に合格できるよう検定試験の審査基準に基づいて設計されています。**技能実習計画の内容が検定試験に沿っていることから、現場や時代に則していないという批判もあります。なぜなら技術は日進月歩なのに、検定試験は古いままだったりするからです。普通旋盤やフライス盤職種は、現在の数値制御（NC）旋盤職種が出てくるまで批判の象徴でした。なぜなら、今や普通旋盤やフライス盤を使用することはほとんどないからです。一方で、技術の進歩は機械化をもたらしているものの、評価すべき技術の内容は昔から変わらないという意見もあります。いずれにしろ、技能実習生が検定試験に合格することは優良機関となる重要な要素ですから、**技能実習の基盤となる職種を間違えるとお互いにとって不幸です。**

技能実習生入国前に日本で何を学ぶかが決められ、これが職種・作業となるのですが、技能実習職種の選択を誤ると配属先で予定した技術・技能等が学べず、職種に応じて定められる機械、器具等がないなど、技能実習が進むにつれてどんどんごまかしが利かなくなり、八方塞がりとなります。職種はそれぞれ必須作業として何が中心となる技術・技能かを定めています。**間違いのない職種を選ぶことが制度適正運用の第一歩で、何よりも大切です。**

弊センターでは ZOOM を活用してオンライン相談ができる体制を整えています。ご不明な点があれば、下記のメールまたは電話からお気軽にご連絡ください。

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : [info@titsc.org](mailto:info@titsc.org) URL : <http://www.titsc.org/>